

第11回垂水市農業委員会総会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第11回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

日 時 令和7年4月25日（金） 午前9時30分～午前10時30分

場 所 垂水市民館 2階 大会議室

委員の出欠状況 10名中10名出席

議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
1	下瀬 秀	出	6	中条 裕二	出
2	村山 繁稔	出	7	池田 穰二	出
3	森永 みどり	出	8	重吉 伸哉	出
4	瀬角 初美	出	9	永吉 浩幸	出
5	塚田 光春	出	10	葛 迫 巧	出

出席した事務局職員

局 長 堀之内 耕 一
 農地係長 梶 原 剛
 主 査 神 川 綾
 主 査 榎 園 雅 司

他部局

農林課農政係 農地バンク担当

付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について 【決】
- (2) 農地法第5条許可申請について 【決】
- (3) 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 【決】
- (4) 令和7年度最適化活動の目標の設定等について 【決】
- (5) 垂水市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について 【決】

議 事

会 長	<p>[会長あいさつ] (事務局新任職員、農林課新任職員紹介) (事務局→農林課職員) ※挨拶終了後農林課職員の退室後、会を進行。</p>
局 長	<p>[諸般報告]</p>
議 長	<p>ただいまから、第11回総会を開催いたします。 出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。 議事録署名委員は、6番委員、7番委員をお願いいたします。 それでは、議案「農地法第3条許可申請について」を上程いたし ます。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明申し上げま す。 議案書は1ページから3ページになります。合わせて別紙の申請 地を示した地図は1ページから8ページとなります。ご覧ください い。 今月の許可申請は8件でございます。 それでは説明をいたします。</p> <p>1番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、 本人の希望によります、経営規模拡大のための所有権移転となりま す。地図は1ページとなります。</p> <p>2番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さん です。本人の希望によります、経営規模拡大のための所有権移転とな ります。地図は2ページとなります。</p> <p>3番の譲渡人は、〇〇市の〇〇さん、譲受人は、同じく△△市の △△さんで、本人の希望によります、経営規模拡大のための所有権 移転となります。地図は3ページとなります。 譲受人は 同地区において他の農地を耕作しております。</p> <p>4番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さん で、本人の希望によります、経営規模拡大のための所有権移転となり ます。地図は4ページとなります。</p> <p>5番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の株式会社△</p>

	<p>△で、本人の希望によります、経営規模拡大のための所有権移転となります。地図は5ページとなります。</p> <p>6番の譲渡人は、〇〇市の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望によります、所有権移転となります。地図は6ページとなります。</p> <p>譲受人の△△さんは、所有農地が無く、新規就農扱いであります。同地区の、お父様の農地において、農業にたずさわられ、機械等も所有しており、営農計画書の提出も受けております。</p> <p>7番の譲渡人は、〇〇市の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望によります、所有権移転となります。地図は7ページとなります。</p> <p>△△さんの状況については、6番で説明しましたとおりとなっております。</p> <p>8番の譲渡人は、〇〇県の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望によります、経営規模拡大のための所有権移転となります。地図は8ページになります。</p> <p>以上、1番から8番までの各譲受人について、申請書の記載内容による審査では、労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有しております。</p> <p>また申請地取得後は全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件のすべて満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>1番の譲渡人は、〇〇さん、譲受人は、△△さんで、3月の定例会のあっせん会議で売買が決定したもので、経営拡大のための売買であり何ら問題ありません。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>2番は、譲渡人、〇〇さん、譲受人、△△さん。△△さんは隣で耕作しており、経営拡大で何ら問題ありません。以上です。</p>
<p>委 員</p>	<p>3番、譲渡人、〇〇さん、譲受人、△△さんは住所は△△市ではあるんですが、今まで垂水市で農業をして、これからも作っていくということで、何ら問題はないと思われまます。</p>

委員	4番の譲渡人、〇〇さん、譲受人、△△さんで、こちらも経営拡大で、何ら問題ありません。以上です。
委員	5番譲渡人〇〇さん、譲受人は△△です。本人希望の経営拡大と譲渡人の高齢化での本人希望ということもありまして何ら問題ありません。
委員	6番と7番は、譲渡人、〇〇さんと〇〇さん、譲受人は△△さんで説明のあったとおり新規就農と経営規模拡大ということで何ら問題ありません。
委員	8番。8番は、譲受人の〇〇さんは、長年借り受けて耕作されており、今回△△さんの方で強い要望があり成立したものであり、問題はありません。
議長	ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議ありませんか。
議場	〔「なし」の声あり〕
議長	異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。
議場	〔「はい」の声あり〕
議長	議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号の議案書5ページ及び議案書に同封いたしました地図の9ページをご覧ください。 受付番号1番申請人は〇〇市の〇〇さんです。 申請地は、〇〇字〇〇番〇 地目 畑 421㎡です。 申請人は、高齢の父が居住する住宅が老朽化したため、近隣地である申請地に、建物を建てて同居したいと、申請が出されたところでございます。以上です。
議長	次に担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
委員	4月15日に私と4番委員、事務局3名で現地調査を行いました。 申請人の〇〇さんは△△さんから農地を購入するもので、申請人としましては、近隣地に申請人の父が居住していますが、高齢であり、しかも現在住んでいる住宅が老朽化していることから、今回住みやすい住宅を建てて同居するために農地を転用したいということですので。 申請地は東側は市道、西側は海岸、南側は宅地、北側は里道を隔てて宅地に囲まれております。

	<p>被害防除につきましては、土地造成は高さ 30 c m程度の盛土を行い、土留めブロック積をすることで土砂の流出は無いと思えます。用排水計画では、用水は上水道で、雨水排水は、東側の市道側溝で流します。</p> <p>周辺農地への影響ですが、東側に農地がありますが、市道を隔てていることから、現在も耕作されておらず、農地への悪影響はないと思われます。以上のことから問題ないと思えます。以上です。</p>
議 長	<p>次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は市役所から北へ約 1.3 k mに位置します。申請地は、農振農用地区域外農地で、都市計画法の用途地区内の第 1 種住居地域内にある農地であり、東は市道を挟んで田・畑、西は海岸、南・北は宅地で、第 3 種農地と判断されますことから、問題はないと思われます。</p> <p>資金面は、自己資金で賄い、残高証明書により資力が確認できることから転用目的の実現は確実と認められます。また、信用についても事業計画の内容及び資金計画から判断して問題ないと認められます。</p> <p>申請地内に農地法第 3 条第 1 項の本文に掲げる権利を有する者はおおりません。</p> <p>周囲、東側は市道を挟んで田畑となっていますが、被害防除計画書及び誓約書の提出があり許可相当と思われます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて何かご異議はありませんか。</p>
議 場	<p>〔「ありません」の声あり〕</p>
議 長	<p>異議がありませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいですか。</p>
議 場	<p>〔「はい」の声あり〕</p>
議 長	<p>議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程します。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、垂水市長より計画案に対する意見を求められておりますので、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は 6 ページから 11 ページとなります。</p> <p>7 ページをお開きください。</p>

今月より、様式を変更しております。

全て公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園秀彦との契約となっておりますが、借り人と農地の所有者がまとめて表示された表となっております。

表の左に記載している受け手、借り人ごとに対象地がまとめられ、面積が小計として表示されています。

表の左から3番目の項目にある「新規」とは、中間管理事業においては、担い手農家が新規で借りた農地を新規と示します。非担い手農家が借りていた農地を担い手農家が引き継いだ場合も、新規と表示されています。空白は担い手農家が、以前より耕作していた農地となります。

それでは、説明に入らせていただきます。

今月は、利用開始日が令和7年7月1日付となる農地、54筆51,654㎡に係る促進利用計画案の提出がありました。

農地の内訳は、田が29筆29,285㎡、畑が25筆22,369㎡となっております。

7ページから9ページは新たに契約を開始する農地です。

1番から7番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借及び使用貸借です。

8番、9番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。

10番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。

11番、12番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。

13番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。

14番から19番、借り人は〇〇さんで5年間の使用貸借と10年間の使用貸借及び賃貸借です。

8ページをお開きください。

20番から26番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借及び使用貸借です。

27番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。

28番から38番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借及び賃貸借です。

39番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。

9ページをお開きください。

40番、借り人は株式会社〇〇で10年間の使用貸借です。

41番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。

42番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。

43番、44番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。

	<p>45番から48番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。 49番、借り人は農事組合法人〇〇で10年間の使用貸借です。</p> <p>10ページをお開きください。こちら耕作者変更となります。 1番、借り人は〇〇さんで7年8か月の貸貸借です。 2番から4番、借り人は〇〇さんで7年の使用貸借と15年6か月の使用貸借です。 5番、借り人は〇〇さんで4年間の使用貸借です。</p> <p>以上、これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしております。以上です。</p>
議長	ただいま、事務局より説明がありましたが、これについて何かご異議はありますか。
委員	これは、今からはもう委員として、確認をとらなくていいということなんですか？
事務局	<p>はい。もともと中間管理事業については、委員さんに確認は求めていなかったところで、引き続きその予定をしております。</p> <p>また、近隣の状況等も確認をして、今後変更される可能性はあるかと思いますが、今のところは確認は求めない方針です。</p>
委員	中間管理機構だけですか。個人で貸している場合はあり。
事務局	個人の場合は、3月で制度が終わってしまったので。
事務局	<p>利用権のときは、借り人、貸し人が双方で、やっていたんですが、中間管理の場合は、推進員さんがいらっしゃって、取りまとめるので、その前にももちろん、一般の方から相談があれば、推進員さんが話を伺って、必要書類等を揃えて、きちんとやっていたので。</p> <p>これも始まったばかりなんですけど、報告を求めているところがまだ見つからないものですから、もし、他の市、町で、今50件ありますけど、担当地区でこれの報告を求めるところが大勢を占めてくると、利用権の時と同じように皆さんにお願いするということが始まるかもしれない。</p>
委員	これも間違いとか出てきたりすれば、大変だと思うんですけどね。
委員	委員の方はさ、この件で相談があった場合は、事務局へ連絡すればいいのか。直接、中間管理の担当へ相談すればいいのか。
事務局	どちらでもいいんですが、事務局へ連絡していただければ、担当へつなぐので。
事務局	間違いがあるとすれば、人違いとか、農地間違いですよ。あと

	<p>地代のこととかですよね。</p> <p>推進員の方も、お互いに確全部認を取って、契約書とかもそれぞれ印鑑をもらうようになっていまして、相続をしていない農地は、過半数の同意を一人一人推進員の方が全部抑えて、事務局の方でも相続登記とかも調べたりして連携をとり、今もやっていますので。</p> <p>まだ、でも流動的なところもあるので、農業会議とかから指導があれば、いろいろ検討して皆さんの確認を入れることもあるかと思えますので。まずはこのスタイルで進めさせてもらえれば。</p>
事務局	<p>議案も一週間ぐらい前にお配りしているので、一覧表を確認して気になる方とかいらっしゃれば、その都度連絡をいただければ、こちらでも調査をしますので、お願いします。</p>
委員	<p>ちょっといいですか。貸し手の農地がありますよね、その農地の現地確認というのは、バンクの方ですかね。実際、場所が違ったりするものだから。貸し手と農地バンクと行って、ここだという確認はするんですかね。</p>
事務局	<p>後ろに、担当が来ていますので、補足することがあれば。</p>
農林課職員	<p>農林課の〇〇です。農地バンクで貸し借りをする際には、必ず現地確認を行っていますので場所の確認は取れているところです。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>農地バンクを利用した場合、借り手を選ぶことはできるのか？</p>
農林課職員	<p>農地バンクの貸し借りに関しては、所有者と耕作者と直接知り合いである必要はなく、所有者の了解を取る必要はない。耕作者が誰になるかというのも必ず伝える訳ではない。知り合いであれば、了承を取ってもらえれば貸し借りがスムーズになります。ただ、お知り合いでなくても貸し借りはできます。</p>
委員	<p>私が借りたいってなった場合、所有者側の意向で貸さないということが可能なのか？</p>
農林課職員	<p>所有者の方によっては中にはそういった希望を出される場合も</p> <p>あります。</p>
委員	<p>所有者側の了解は必須なのか？</p>
農林課職員	<p>所有者の方が、誰に貸すのか教えて欲しいといった場合には、耕作者の了解を取って、誰が作りますよということを伝えることはあります。それによって、もし所有者の方が、この人には貸したくないということになった場合は、耕作者の方にそのことを伝えることになります。</p>
委員	<p>貸し借りをするとき、相手が誰かを伝えるんですか。</p>
農林課職員	<p>必ず伝える訳ではないです。</p> <p>もともとのお知り合い同士であれば、この人に農地を貸したいか</p>

	<p>ら農地バンクの手続きをお願いします、この人から借りたいから、農地バンクで手続きをお願いしますというのが、現状ではほとんどを占めていますが、耕作者、所有者が知り合いでない場合もまれにありますので、そういった場合は所有者の希望があれば、耕作者は誰になるのか教える場合があります。</p>
事務局	<p>制度上は、農地の所有者の方がバンクに貸し出して、バンクが耕作者に貸し出す。所有者と耕作者の接点がない、そういったメリットがあるというところで、いいシステムで、これまで拡大しているんですけど、例えば、最初で契約していて、作り方が悪かったり、後片付けが悪かったりして、周りで耕作される方が所有者の方に苦情が言ってきて、所有者さんもこの人には貸したくない、だから耕作者を教えてくださいというケースがある。</p> <p>あとは、所有者側が作ってなくて、荒れているところを所有者さん側がここを作ってもらいたいって話があるんですけど、そういったときに、この人には貸したくないってということもあるんですね。</p> <p>無理矢理進めていくと、お互い畑であったりするので、農地バンクの方も、私たちが話に入っているときは両方に確認しながら後々、そういったトラブルがないように両方に確認しながら進めていますので。</p>
委員	<p>農地バンクでする貸し出しをするうえでは、誰が借りてもいい訳でしょう。極端な話。</p>
農林課職員	<p>はい。</p>
委員	<p>そのうえで、私が借りるとして、私には貸さないよと、そういうのはできるのかっていうこと。</p>
事務局	<p>実際利用権のときも、これまでもあったと思うんですよね。</p>
委員 ・農林課職員	<p>[具体的な案件についての内容のため省略]</p>
委員	<p>要は貸したくないというのは、後の資材の片付けが悪かったりとか、そういう人を嫌うのよな。前も少し話したけど、バンクの期間満了後には、バンクの方できれいになっているか現地確認をする必要があると思うんだけど、ハウスの資材を置きっぱなしにしていなかとか。バンクができなければ、我々がしてもいいし。5年とか10年とか。毎年じゃないから。そういうのをみんな嫌うと思うのよな。</p>
事務局	<p>耕作者変更とかで、農地の方は確認に行きますので、借り手が変わる場合に、前のまま散らかっていたら所有者じゃなくて前耕作者に片付けの対応を依頼します。農林課も農業委員会事務局で対応し、まとまらないときは委員に協力を依頼しますので。今後はいろ</p>

	<p>いろなパターンが出てくると思いますので、とにかくケースバイケースのところもありますので、バンクと私たちの方で詰めて、後々気持ちよく貸してもらえるように、間に入って、トラブルの無いようにしたいと思いますので、もし生の意見を聞くことがあれば教えてもらえればと思います。その辺は、今後もいろいろなパターンが出てくると思いますのでバンクと私たちの方で詰めていきたいとは思っていますので。</p>
議 長	他にございませんか。
議 場	〔「ありません」の声あり〕
議 長	それでは、異議がございませんので、議案第3号について、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。
議 場	〔「はい」の声あり〕
議 長	<p>議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号最適化活動の目標の設定等について説明いたします。</p> <p>国、県の指示に基づき、令和4年度より、毎年度、各農業委員会が農地の集約化や集積等の最適活動に係る目標を設定し、公表するよう求められているものです。</p> <p>今年度は6年度末までの農地移動等に係る実績や、県の情報提供、指示に基づき、目標の設定を行い、今回4月定例会においてお諮りさせていただくものです。</p> <p>それでは、内容の説明を行います。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>「Ⅰ農業委員会の状況」については、委員体制と、農家、農地等の概要を記載しております。</p> <p>農家数については、直近の農林業センサス時点の結果、並びに農林課農政係の情報に基づき記載しております。</p> <p>耕地面積は県が把握している面積での記載となっております。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>「Ⅱ最適化活動の目標」 1最適化活動の成果目標、</p> <p>(1) 農地の集積について説明します。</p> <p>①現状と課題に記載の集積面積、集積率は、農林課農政係が県に提出している調査報告値に基づくものです。</p> <p>②県において、令和12年度に集積率90%を目標としておりますので90%を記載しております。今年度の新規集積面積13haについ</p>

ても、県が示した目標設定に基づき設定しております。

(2) 遊休農地の解消についてです。

①現状及び課題は、令和6年度の調査結果に基づき、緑区分が99.3ha、黄色区分が76.6ha、合計で1号遊休農地合計、175.9haを計上しております。

課題については、現状が大きく変化しておりませんので、前年同様としております。

目標については、県の指示に基づき前年と同じ面積を記載しております。イについては、県の指示に基づき、昨年度の調査結果において、令和4年度から令和5年度にかけて解消された緑区分の面積を計上しております。

14ページをお開きください。

(3) 新規参入の促進についてです。

①現状及び課題は、農林課農政係の情報に基づき計上しております。課題については、状況は大きく変化しておりませんので、前年同様としております

②目標は、県の指示に基づき、当該年度の3条申請実績、利用権設定の実績に基づく平均値にて計上しております。

2最適化活動の活動目標について、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、県が全市町に対して平均10日以上活動を求めていることに基づくものです。

(2) 活動強化月間の設定目標は前年と同様の取り組みに、地域計画策定の取り組みを記入しております。

(3) 新規参入相談会への参加目標も、前年同様の参加見込みを計上しております。

本目標設定の計上している数値自体は、県の指示に基づき、県下全体が足並みを揃えて活動するように設定しております。

形式的な面が大きいのですが、農業委員会が行うべき活動として、広く公表することを目的としております。

この目標設定に関わらず、委員の皆様におかれましては、日々様々な場面で、農家の皆さんの支援を始め、農地所有者や耕作者の方々の意向確認、利害調整等に取り組んでいただき、10日以上は委員としての活動に取り組まれていると思います。

また事務局からのお願いとなりますが、最適化交付金の配分が減

	<p>少傾向にある中で、日々の活動記録の積み重ねの結果が大きく影響しますので、電話でのやり取りや、些細な面談、事務局に限らず農林課や各機関からの依頼等に基づく活動等を確実に記録していただきますようお願いいたします。</p> <p>こちらの議決をいただけたら、県農業会議並びに県への報告を行うこととしておりますが、各実績値の修正等が発生する可能性もありますので、最終的な形までの変更等がありましたら、皆様にお示ししまして差し替えを図ってまいります。</p> <p>また、今年度の活動についても、よろしくようお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
議長	〔「ありません」の声あり〕
議長	異議がございませんので、議案第4号について、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。
議長	〔「はい」の声あり〕
議長	<p>議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に議案第5号「垂水市農地利用最適化推進委員の決定について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号「垂水市農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は15ページになります。</p> <p>本日お配りした資料もご確認ください。本議案は、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされていますので、欠員1名の委嘱について提案するものです。</p> <p>今回、推進委員の欠員に伴い、3月26日から4月23日まで約1ヶ月間、公募を行った結果、推薦を受けた者1名の応募がありました。</p> <p>本日の定例会前に「垂水市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」を開催し、選考委員に意見を求め、候補者を決定しましたので報告いたします。</p> <p>それでは、選考委員会で決定した候補者について説明いたします。</p> <p>新城地区にお住まいの〇〇さん、年齢〇才、男性、長年、畜産業を中心に農業をされている方であり、以前、農地利用最適化推進委員を務められた経験もあります。</p>

	<p>応募地区は「新城・柊原地区」です。 担当地区は、欠員となっている「新城地区」といたします。 なお、候補者が推進委員として承認された場合の任命期間は、令和7年5月1日から、農業委員の任期に併せて、令和9年5月31日までとなります。 この候補者を推薦委員として決定することを本総会でご承認いただきたいと考えております。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ありませんでしょうか。</p>
議長	<p>「ありません」の声あり</p>
議長	<p>異議がございませんので、〇〇さんに決定してよろしいですか。</p>
議長	<p>「はい」の声あり</p>
議長	<p>それでは新城・柊原地区の新しい推進委員を〇〇さんに決定します。担当地区は、新城地区となります。 速やかに委嘱式を行いますので、事務局は日程調整と準備をお願いします。 以上をもちまして第11回総会を終了します。</p>

会 長 原本確認済

署名委員 原本確認済

署名委員 原本確認済